

(様式)

神前地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	宮前町	神前	令和3年10月	

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

地域の特性を生かし、美しい環境を守り、安全な農産物（米、野菜、特産品）を育て、持続可能な営農を目指す。

(2) 今後の地域農業のあり方

課題

- ・高齢化と後継者不足、遊休農地の発生、野生鳥獣害対策が課題となっている。
- ・神前区、神前農家組合（中山間地域直接支払）、神前ふるさとを守る会（多面的機能支払）、神前土地改良区（農業施設維持管理）が情報を共有し連携を図り、一体的な活動を行うことが課題となっている。

今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）

① 他集落との連携	<input type="radio"/>	② 新規就農促進・後継者育成	<input type="radio"/>	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化		⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化	<input type="radio"/>	⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	<input type="radio"/>

取組内容

- ①宮前町3集落の農家組合による、農地バトロール、共同作業等の実施、西部4町による農産物品評会の実施。
- ②移住特区（2018年認可）となり、新規就農者・新規参入者の受け入れを推進。
- ⑦NPO法人チョロギ村による特産品（チョロギ、金時生姜、高麗人参栽培等）の栽培と加工、流通、販売。
- ⑨京都大学農学部と神前集落との地域づくりワークショップ。（別紙成果発表の通り）

(3) 産地づくり計画

① 現 状（令和3年度）

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	36	28,000	
・			
・			
[野 菜]			
・ 販売用野菜	4.8	19,200	
・ 自家用野菜	4.7		
・ 特産品	0.7	3,500	
・ 果樹（柿、栗）等	1.1	400	
・ その他（そば）等	1.4	300	

② 目 標（令和7年度）

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	36	28,000	
・			
・			
[野 菜]			
・ 販売用野菜	7	28,000	
・ 自家用野菜	4		
・ 特産品	2	10,000	
・ 果樹（柿、栗）等	2	800	
・ その他（そば）等	1	200	

※ 目標年度については、地域の实情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。

以下の目標年度についても同様とする。

※ 現状については、保全管理2.3haを除く

※ 目標年度の合計面積52haのうち、1haは裏作とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	京都神前米、加茂ナス、ホワイトコーン、金時生姜、チョロギ、高麗人参（計画）
・ 普及方法	栽培研修会、現地説明会、収穫体験、SNS（ホームページ、フェイスブック）によるPR
・ 販売戦略	JAとの協同出荷、物産展、ネット販売、農産物直売所、朝市

(4) 将来の農地利用のあり方

・ 厳しい現状（高齢化、後継者不足、義務感で行っている）を分析し、対策を協議・議論する。
・ アンケート結果に基づき、農地を貸したい農家と借りたい農家の意向を確認する。
・ 神前に責任感を持ち、地域住民がいかに農業や資源を守っていくか息の長い取り組みをする。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

・ 神前区、神前農家組合、神前ふるさとを守る会を中心にあらゆる機会を通じ、制度の周知徹底を図る。
・ アンケートで明らかになった、受け手と出し手の効率的なマッチングを図る。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

・ 耕作放棄地復旧補助金の制度を周知し、その活用を図って解消。
・ 農地パトロール、作付け確認時等でリストアップし地権者に働きかけ、対応策を探る。
・ 特別管理、一般管理で回復不能な農地を非農地として整理。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和3年度	担い手育成	規模拡大と農地集積を図る。
令和4年度	担い手育成	規模拡大と農地集積を図る。特産品の栽培面積拡大と販売促進
令和5年度	担い手育成	規模拡大と農地集積を図る。ネット販売開始。若手オペレーター募集、育成。
令和6年度	担い手育成	規模拡大と農地集積を図る。農産物保管庫建設。
令和7年度	担い手育成	規模拡大と農地集積を図る。

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（令和3年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数		
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人	
集落（地域）の全体数	77	0	1	10	18	26	21	1	1		
中核的担い手	認定農業者（法認定）										
	認定新規就農者	1		1							
	集落営農組織*1								1	1	
	基本構想水準到達者										
	市町村認定農業者（地域認定）										
	その他の中心となる経営体*2	4		1			2	1			
	中心経営体計	1			1				1	1	
中核的担い手計	5		1	1		2	1	1	1		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

【その他の中心となる経営体は、高齢化や後継者のいなくなった農地を引き受ける担い手を言う。】

神前農家組合員年齢別内訳：60代10名、70代6名 平均68.3歳

② 計 画（令和7年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数		
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人	
集落（地域）の全体数	79	1	1	5	16	27	21	9	1	1	
中核的担い手	認定農業者（法認定）	2		2							
	認定新規就農者										
	集落営農組織*1								1	1	
	基本構想水準到達者										
	市町村認定農業者（地域認定）										
	その他の中心となる経営体*2	3					1	2			
	中心経営体計	2			2				1	1	
中核的担い手計	5			2		1	2	1	1		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

【その他の中心となる経営体は、高齢化や後継者のいなくなった農地を引き受ける担い手を言う。】

(2) 中核的担い手の概要 1/2

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
集	神前農家組合 (集落)	61才	16名	有	米	1.5	米	1.5	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					薩摩芋等	0.1	薩摩芋等	0.1			
					そば	0.1	そば	0.2			
認就	A (集落)	46才	2名	無	ジャガイモ	0.4	ジャガイモ	0.6	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥認定農業者 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					人参	0.4	人参	0.6			
					なばな	0.1	なばな	0.1			
					伏見唐辛子	0.1	伏見唐辛子	0.15			
					チョロギ	0.1	チョロギ	0.15			
B (集落)	40才	名	有	ブロッコリー	0.6	ブロッコリー	2.0	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥認定農業者 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				スイートコーン	0.3	スイートコーン	0.6				
				里芋	0.1	里芋	0.5				
						米	0.3				
						無花果	0.5				
						アスパラガス	0.5				
経営規模計(ha) 小計					3.8	7.8					

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(2) 中核的担い手の概要 2/2

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
C (集落)	79才	2名	有	米	5.5	米	5.5	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.5	ほうれんそう	0.1				
						ねぎ	0.1				
						はくさい	0.1				
D (集落)	71才	1名	無	米	2.5	米	2.5	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				野菜	0.2	里芋	0.1				
						こかぶ	0.06				
						えんどう	0.03				
						たまねぎ	0.05				
E (集落)	68才	1名	△	米	1.35	米	1.35	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
				加茂ナス	0.1	加茂ナス	0.1				
				こかぶ	0.05	こかぶ	0.05				
経営規模計(ha) 小計					10.2		10.04				
経営規模計(ha) 合計					14		17.84				

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

「経営規模を拡大したい」という意向を持つ割合はわずかに3%、「維持したい」と合わせても25%程度となった。一方で、「規模を縮小したい(10%)」、「やめたい(17%)」となった。また、「わからない」という回答が半数近くになった。【別紙グラフのとおり】

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目) ことこの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手は**いるが**十分ではない / 担い手がない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状令和3年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
51	0.6	36.6	0.6	14		0.4		14 (27%)	10.85 (30%)	3.15 (23%)
								うち、中心経営体の面積	1.5 (4%)	1.3 (9%)

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画令和7年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
51		33		16		2		17.84 (35%)	10.85 (33%)	6.99 (44%)
								うち、中心経営体の面積	1.8 (5%)	6 (38%)

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

a 地区内の耕地面積	51.00 ha
b アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	51.00 ha
c 地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計	32.50 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.80 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12.30 ha
d 地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.84 ha
e 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.00 ha
(備考)	

※1:cの「65歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

農家組合・ふるさとを守る会で若手オペレーターを育成・支援する。
移住特区に基づき新規就農者・新規参入者の受け入れ。中間管理機構の活用。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	神前農家組合、京の田舎暮らしのナビゲーター
・ 計 画	神前農家組合、京の田舎暮らしのナビゲーター

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	神前農家組合
・ 計 画	神前農家組合

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	神前農家組合、神前ふるさとを守る会、神前土地改良区
・ 計 画	神前農家組合、神前ふるさとを守る会、神前土地改良区

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				3	4	5	6	7
神前農家組合	各種施設・設備管理業務	北の奥作業所（乾燥・臼搗り・色彩選別）	中山間地域直接支払いに係る事業	○	○	○	○	○
	各種業務委託	農機具保管庫（コンバイン、トラクタ						
	生産物販売	田植機等）育苗ハウス	朝市、忘れな売店、直売所					
神前ふるさとを守る会		水路、農道、ため池、頭首工、	多面的機能支払交付金に係る事業	○	○	○	○	○
	地域資源保全管理構想（別添）	パイプライン	（農地維持支払い交付金）					
			（資源向上支払い交付金）					

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。